

# 事前審査申請添付書類一覧表

## 条例第4条第1号 分家住宅

- ① 理由書（分家住宅を建築する合理的理由、転職又は転居する理由）
- ② 家系図（申請者と本家との関係がわかるもの、土地の所有者及び本家承継者を明示すること。）
- ③ 戸籍謄本（申請者と土地所有者との続柄を示すもの。）
- ④ 申請者家族全員の住民票（予定建築物に入居する者を示すもの。同居家族があること。ただし、申請者が現在単身者で婚約等が整っている場合は、住民票のほか婚約証明書。）
- ⑤ 親及び同居している親族の住民票
- ⑥ 名寄帳等市長の証明書（申請者及び申請者家族が市街化区域に土地及び家屋を所有していないことを示す証明書）
- ⑦ 借家等の証明書（申請者が借家住まい等の場合）
- ⑧ 申請地の土地登記事項証明書、閉鎖土地登記簿謄本（所有者、保有年月日が線引きの日より前かを確認）
- ⑨ 字図（申請区域を朱書きすること。）
- ⑩ 位置図（S=1:25,000程度 申請地を明示すること。）
- ⑪ 付近見取り図（S=1:2,500程度 申請地及び親等の居住地、自治区域を記入すること。）
- ⑫ 現況図（申請区域を朱書きすること。建築基準法の接続道路を明示すること。）
- ⑬ 申請地の求積図（少数第3位を切り捨てた少数第2位止とする。敷地面積は165㎡以上400㎡以下であること。道路後退部を含む。）
- ⑭ 土地利用計画図（申請区域を朱書きすること。建物の構造、規模を表記し、公共施設の位置・形状を記入すること。）
- ⑮ 給水・排水施設計画平面図（給水・排水施設及び管理者等を明示し雨水の流向を明示すること。）
- ⑯ 予定建築物の平面図、立面図、求積図（建ぺい率、容積率、建物高さを記載すること。）
- ⑰ 現況写真（親等の住宅・申請地の写真2方向以上で撮影し、申請区域を朱書きすること。）
- ⑱ 防災計画資料（災害イエローゾーン内での建築に限り、防災対策が講じられることがわかる資料。）
- ⑲ その他市長が必要と認めるもの

# 事前審査申請添付書類一覧表

## 条例第4条第2号 収用対象事業の施行に伴う建築 付議基準第2号

- ① 土地収用法第3条各号に規定する事業であることの証明書及び図面（収用証明書と土地及び建物が収用の対象とわかる図面を添付）
- ② 移転理由書
- ③ 名寄帳等市長の証明書（申請者及び申請者家族が市街化区域に土地及び家屋を所有していないことを示す証明書）
- ④ 申請者家族全員の住民票（予定建築物に入居する者を示すもの。）
- ⑤ 三者契約書等の写し（市街化区域に存する建築物が収用対象事業で移転する場合については、起業者が予定地を斡旋した旨の証明書等で市長が判断できるもの。）
- ⑥ 新旧対照表（敷地及び建物面積・用途・構造等を記入すること。）
- ⑦ 移転先の土地登記事項証明書（地目等を確認。）
- ⑧ 農用地除外証明書（申請地が農用地区域内の場合）
- ⑨ 字図（申請区域を朱書きすること。）
- ⑩ 位置図（S=1:25,000程度。従前地及び申請地を記入すること。）
- ⑪ 付近見取り図（S=1:2,500程度。従前地及び申請地を記入すること。）
- ⑫ 現況図（申請区域を朱書きすること。建築基準法の接続道路を明示すること。）
- ⑬ 土地利用計画図（申請区域を朱書きすること。建物の構造、規模を表記し、公共施設の位置・形状を記入すること。）
- ⑭ 給水・排水施設計画平面図（給水・排水施設及び管理者等を明示し雨水の流向を明示すること。）
- ⑮ 予定建築物の平面図、求積図（建ぺい率、容積率を記載すること。）
- ⑯ 申請地の求積図（小数第3位を切り捨て小数第2位止とする。敷地面積は従前の1.5倍以下又は400㎡以内であること。道路後退部を含む。）
- ⑰ 現況写真（申請地を2方向以上で撮影し、申請区域を朱書きすること。）
- ⑱ 防災計画資料（災害イエローゾーン内での建築に限り、防災対策が講じられることがわかる資料。）

⑱ その他市長が必要と認めるもの

# 事前審査申請添付書類一覧表

## 付議基準第3号 社寺仏閣及び納骨堂

- ① 理由書（市街化調整区域に建築する理由）
- ② 宗教法人謄本又は宗教法人認証の写し（宗教法人法第14条に基づく規則の認証を得られていること。建築物の建築は宗教法人法第2条に定める宗教団体が行うものであること。）
- ③ 関係自治会長の同意書
- ④ 周辺の信者等の分布を示す図面（当該施設の信者等の過半数が市街化調整区域の住民であること。）
- ⑤ 申請地の土地登記事項証明書（地目、所有者等を確認）
- ⑥ 字図（申請区域を朱書きすること。）
- ⑦ 位置図（S=1:25,000程度 申請地を明示すること。）
- ⑧ 付近見取り図（S=1:2,500程度 申請地を明示すること。）
- ⑨ 現況図（申請区域を朱書きすること。建築基準法の接続道路を明示すること。）
- ⑩ 土地利用計画図（申請区域を朱書きすること。建物の構造、規模を表記し、公共施設の位置・形状を記入すること。）
- ⑪ 給水・排水施設計画平面図（給水・排水施設及び管理者等を明示し雨水の流向を明示すること。）
- ⑫ 予定建築物の平面図、求積図（建ぺい率、容積率を記載すること。）
- ⑬ 現況写真（申請地を2方向以上で撮影し、申請区域を朱書きすること。）
- ⑭ 申請地の求積図（小数第3位を切り捨て小数第2位止とする。）
- ⑮ その他市長が必要と認めるもの

# 事前審査申請添付書類一覧表

## 条例第4条第3号 既存集落内の自己用住宅の建築

- ① 理由書
- ② 名寄帳等市長の証明書（申請者及び申請者家族が市街化区域に土地及び家屋を所有していないことを示す証明書。）
- ③ 申請者家族全員の住民票（予定建築物に入居する者を示すもの。）
- ④ 借家等の証明書（申請者が借家住まい等の場合）
- ⑤ 申請地の土地登記事項証明書、閉鎖登記簿謄本（保有年月日が線引きの日より前かを確認。相続等により取得したものを含む）
- ⑥ 字図（申請区域を朱書きすること。）
- ⑦ 建築物の連たん状況が把握できる図面（50戸以上の建築物が、50mの敷地間隔をもって連たんしていること。）
- ⑧ 位置図（S=1:25,000程度 申請地を明示すること。）
- ⑨ 付近見取り図（S=1:2,500程度 申請地を明示すること。）
- ⑩ 現況図（申請区域を朱書きすること。建築基準法の接続道路を明示すること。）
- ⑪ 土地利用計画図（申請区域を朱書きすること。建物の構造、規模を表記し、公共施設の位置・形状を記入すること。）
- ⑫ 給水・排水施設計画平面図（給水・排水施設及び管理者等を明示し雨水の流向を明示すること。）
- ⑬ 予定建築物の平面図、立面図、求積図（建ぺい率、容積率、建物高さを記載すること。）
- ⑭ 現況写真（申請地を2方向以上で撮影し、申請区域を朱書きすること。）
- ⑮ 申請地の求積図（小数第3位を切り捨て小数第2位止とする。敷地面積は165㎡以上400㎡以下とすること。道路後退部を含む。）
- ⑯ 防災計画資料（災害イエローゾーン内での建築に限り、防災対策が講じられることがわかる資料。）
- ⑰ その他市長が必要と認めるもの

# 事前審査申請添付書類一覧表

## 条例第4条第4号 既存建築物の建替

- ① 理由書（従前の敷地の範囲内で改築等できない特別な事情等を記入すること。）
- ② 名寄帳等市長の証明書（申請者及び申請者家族が市街化区域に土地及び家屋を所有していないことを示す証明書。）
- ③ 申請者家族全員の住民票（予定建築物に入居する者を示すもの。）
- ④ 申請地の土地及び建物の登記事項証明書、閉鎖登記簿謄本（建物所有者等を確認）
- ⑤ 建築計画概要書等（従前の建築物の敷地や延床面積等を確認できるもの）
- ⑥ 字図（申請区域を朱書きすること。）
- ⑦ 位置図（S=1:25,000程度 申請地を明示すること。）
- ⑧ 付近見取り図（S=1:2,500程度 申請地を明示すること。）
- ⑨ 現況図（申請区域を朱書きすること。建築基準法の接続道路を明示すること。）
- ⑩ 土地利用計画図（申請区域を朱書きすること。建物の構造、規模を表記し、公共施設の位置・形状を記入すること。）
- ⑪ 給水・排水施設計画平面図（給水・排水施設及び管理者等を明示し雨水の流向を明示すること。）
- ⑫ 予定建築物の平面図、求積図（建ぺい率、容積率を記載すること。）
- ⑬ 現況写真（申請地を2方向以上で撮影し、申請区域を朱書きすること。）
- ⑭ 申請地の求積図（小数第3位を切り捨て小数第2位止とする。敷地面積は従前の1.5倍以内とする。道路後退部を含む。）
- ⑮ 防災計画資料（災害イエローゾーン内での建築に限り、防災対策が講じられることがわかる資料。）
- ⑯ その他市長が必要と認めるもの

# 事前審査申請添付書類一覧表

## 条例第4条第5号 災害危険区域等に存する建築物の移転

- ① 理由書（市街化調整区域に移転する理由。）
- ② 掛け地近接危険住宅移転事業等の移転であることの証明書。
- ③ 名寄帳等市長の証明書（申請者及び申請者家族が市街化区域に土地及び家屋を所有していないことを示す証明書。）
- ④ 申請者家族全員の住民票（予定建築物に入居する者を示すもの。）
- ⑤ 新旧対照表（敷地及び建築面積・用途・構造等を記入すること。）
- ⑥ 移転先の土地登記事項証明書（地目、所有者等を確認。）
- ⑦ 字図（申請区域を朱書きすること。）
- ⑧ 位置図（S=1:25,000程度 申請地を明示すること。）
- ⑨ 付近見取り図（S=1:2,500程度 申請地を明示すること。）
- ⑩ 現況図（申請区域を朱書きすること。建築基準法の接続道路を明示すること。）
- ⑪ 土地利用計画図（申請区域を朱書きすること。建物の構造、規模を表記し、公共施設の位置・形状を記入すること。）
- ⑫ 給水・排水施設計画平面図（給水・排水施設及び管理者等を明示し雨水の流向を明示すること。）
- ⑬ 予定建築物の平面図、求積図（建ぺい率、容積率を記載すること。）
- ⑭ 現況写真（申請地を2方向以上で撮影し、申請区域を朱書きすること。）
- ⑮ 申請地の求積図（小数第3位を切り捨て小数第2位止とする。敷地面積は従前の1.5倍以下又は400㎡以内とし、建築物は従前の1.5倍以下とすること。道路後退部を含む。）
- ⑯ 防災計画資料（災害イエローゾーン内での建築に限り、防災対策が講じられることがわかる資料。）
- ⑰ その他市長が必要と認めるもの

# 事前審査申請添付書類一覧表

## 条例第4条第6号 事前審査終了団地内の建築

- ① 理由書（今回事前審査終了団地内に建築する理由。）
- ② 名寄帳等市長の証明書（申請者及び申請者家族が市街化区域に土地及び家屋を所有していないことを示す証明書。）
- ③ 申請者家族全員の住民票（予定建築物に入居する者を示すもの。）
- ④ 申請地の土地登記事項証明書
- ⑤ 字図（申請区域を朱書きすること。）
- ⑥ 位置図（S=1:25,000程度 申請地を明示すること。）
- ⑦ 付近見取り図（S=1:2,500程度 申請地を明示すること。）
- ⑧ 現況図（申請区域を朱書きすること。建築基準法の接続道路を明示すること。）
- ⑨ 土地利用計画図（申請区域を朱書きすること。建物の構造、規模を表記し、公共施設の位置・形状を記入すること。）
- ⑩ 給水・排水施設計画平面図（給水・排水施設及び管理者等を明示し雨水の流向を明示すること。）
- ⑪ 予定建築物の平面図、求積図（建ぺい率、容積率を記載すること。）
- ⑫ 現況写真（申請地を2方向以上で撮影し、申請区域を朱書きすること。）
- ⑬ 申請地の求積図（小数第3位を切り捨て小数第2位止とする。）
- ⑭ 防災計画資料（災害イエローゾーン内での建築に限り、防災対策が講じられることがわかる資料。）
- ⑮ その他市長が必要と認めるもの



# 事前審査申請添付書類一覧表

## 条例第4条 市街化調整区域で集落を形成する地域であって、線引きの日 第7号 前から宅地性を有する土地における建築及び開発行為

- ① 理由書
- ② 名寄帳等市長の証明書（申請者及び申請者家族が市街化区域に土地及び家屋を所有していないことを示す証明書。）
- ③ 申請者家族全員の住民票（予定建築物に入居する者を示すもの。）
- ④ 申請地の土地登記事項証明書、閉鎖土地登記簿謄本（線引きの日より前から地目が宅地であるかを確認）
- ⑤ 字図（申請区域を朱書きすること。）
- ⑥ 建築物の連たん状況が把握できる図面（50戸以上の建築物が、50mの敷地間隔をもって連たんしていること。）
- ⑦ 位置図（S=1:25,000程度 申請地を明示すること。）
- ⑧ 付近見取り図（S=1:2,500程度 申請地を明示すること。）
- ⑨ 現況図（申請区域を朱書きすること。建築基準法の接続道路を明示すること。）
- ⑩ 土地利用計画図（申請区域を朱書きすること。建物の構造、規模を表記し、公共施設の位置・形状を記入すること。）
- ⑪ 給水・排水施設計画平面図（給水・排水施設及び管理者等を明示し雨水の流向を明示すること。）
- ⑫ 予定建築物の平面図、立面図、求積図（建ぺい率、容積率、建物高さを記載すること。）
- ⑬ 現況写真（申請地を2方向以上で撮影し、申請区域を朱書きすること。）
- ⑭ 申請地の求積図（小数第3位を切り捨て小数第2位止とする。）
- ⑮ 防災計画資料（災害イエローゾーン内での建築に限り、防災対策が講じられることがわかる資料。）
- ⑯ その他市長が必要と認めるもの

# 事前審査申請添付書類一覧表

## 条例第4条第8号 地区集会所等

- ① 理由書（地区集会所建築の理由）
- ② 地区集会所等準公益的施設であることを証明するもの（建設費補助金に関する要望書等添付すること。）
- ③ 申請地の土地登記事項証明書（地目・所有者等を確認。）
- ④ 字図（申請区域を朱書きすること。）
- ⑤ 当該施設をしようとする者が居住する地域の図面（自治会分布図を添付すること。申請地は利用者が居住する地域内であること。）
- ⑥ 位置図（S=1:25,000程度 申請地を明示すること。）
- ⑦ 付近見取り図（S=1:2,500程度 申請地を明示すること。）
- ⑧ 現況図（申請区域を朱書きすること。建築基準法の接続道路を明示すること。）
- ⑨ 土地利用計画図（申請区域を朱書きすること。建物の構造、規模を表記し、公共施設の位置・形状を記入すること。）
- ⑩ 給水・排水施設計画平面図（給水・排水施設及び管理者等を明示し雨水の流向を明示すること。）
- ⑪ 予定建築物の平面図、求積図（建ぺい率、容積率を記載すること。）
- ⑫ 現況写真（申請地を2方向以上で撮影し、申請区域を朱書きすること。）
- ⑬ 申請地の求積図（小数第3位を切り捨て小数第2位止とする。）
- ⑭ 防災計画資料（災害イエローゾーン内での建築に限り、防災対策が講じられることがわかる資料。）
- ⑮ その他市長が必要と認めるもの

# 事前審査申請添付書類一覧表

## 付議基準第10号 研究施設

- ① 理由書（研究施設の建築が市街化調整区域内でなければならない理由。）
- ② 申請地の土地登記事項証明書（地目・所有者等を確認。）
- ③ 字図（申請区域を朱書きすること。）
- ④ 研究対象の分布図（研究対象が市街化調整区域に存し、農林水産業の研究に必要な研究施設であること。）
- ⑤ 位置図（S=1:25,000程度 申請地を明示すること。）
- ⑥ 付近見取り図（S=1:2,500程度 申請地を明示すること。）
- ⑦ 現況図（申請区域を朱書きすること。建築基準法の接続道路を明示すること。）
- ⑧ 土地利用計画図（申請区域を朱書きすること。建物の構造、規模を表記し、公共施設の位置・形状を記入すること。）
- ⑨ 給水・排水施設計画平面図（給水・排水施設及び管理者等を明示し雨水の流向を明示すること。）
- ⑩ 予定建築物の平面図、求積図（建ぺい率、容積率を記載すること。）
- ⑪ 現況写真（申請地を2方向以上で撮影し、申請区域を朱書きすること。）
- ⑫ 申請地の求積図（小数第3位を切り捨て小数第2位止とする。）
- ⑬ その他市長が必要と認めるもの

# 事前審査申請添付書類一覧表

## 付議基準第 1 1 号 既存事業所の社宅・寮等

- ① 理由書（事業所の業務に従事する者の住宅・寮等の建築が必要になった理由。）
- ② 事業所の法人登記簿事項証明書（線引きの日より前から継続して存する事業所・法第29条第3号に規定する事業所・法第34条第1号から第14号までの規定により許可を受けた開発行為に係る事業所であるか確認。）
- ③ 申請地の土地登記事項証明書（地目・所有者等を確認。）
- ④ 字図（申請区域を朱書きすること。）
- ⑤ 位置図（S=1:25,000程度 申請地を明示すること。）
- ⑥ 付近見取り図（S=1:2,500程度 申請地を明示すること。立地場所は事業所と同一敷地内又は隣接地であるか確認。）
- ⑦ 現況図（申請区域を朱書きすること。建築基準法の接続道路を明示すること。）
- ⑧ 土地利用計画図（申請区域を朱書きすること。建物の構造、規模を表記し、公共施設の位置・形状を記入すること。）
- ⑨ 給水・排水施設計画平面図（給水・排水施設及び管理者等を明示し雨水の流向を明示すること。）
- ⑩ 予定建築物の平面図、求積図（建ぺい率、容積率を記載すること。）
- ⑪ 現況写真（申請地を2方向以上で撮影し、申請区域を朱書きすること。）
- ⑫ 申請地の求積図（小数第3位を切り捨て小数第2位止とする。）
- ⑬ その他市長が必要と認めるもの

# 事前審査申請添付書類一覧表

## 付議基準第12号 土地区画整理事業の施行された土地の 区域内における建築物

- ① 理由書
- ② 事業認可書の写し
- ③ 申請地の土地登記事項証明書（地目・所有者等を確認。）
- ④ 字図（申請区域を朱書きすること。）
- ⑤ 位置図（S=1:25,000程度 申請地を明示すること。）
- ⑥ 付近見取り図（S=1:2,500程度 申請地を明示すること。立地場所は土地区画整理事業地内であるか確認。）
- ⑦ 現況図（申請区域を朱書きすること。建築基準法の接続道路を明示すること。）
- ⑧ 土地利用計画図（申請区域を朱書きすること。建物の構造、規模を表記し、公共施設の位置・形状を記入すること。）
- ⑨ 給水・排水施設計画平面図（給水・排水施設及び管理者等を明示し雨水の流向を明示すること。）
- ⑩ 予定建築物の配置図、平面図及び求積図（建築基準法の接続道路・給水・排水等を明示すること。予定建築物は原則として当該土地区画整理事業の事業計画に整合しているか確認。）
- ⑪ 現況写真（申請地を2方向以上で撮影し、申請区域を朱書きすること。）
- ⑫ 申請地の求積図（小数第3位を切り捨て小数第2位止とする。）
- ⑬ その他市長が必要と認めるもの

# 事前審査申請添付書類一覧表

付議基準 自然的土地利用と調和のとれたレクリエーションのため  
第13号 の施設を構成する建築物

- ① 理由書（第二種特定工作物以外の運動・レジャー施設である工作物等に必要不可欠な建築物である理由。）
- ② 法人登記事項証明書
- ③ 申請地の土地登記事項証明書（地目・所有者等を確認。）
- ④ 字図（申請区域を朱書きすること。）
- ⑤ 位置図（S=1:25,000程度 申請地を明示すること。）
- ⑥ 付近見取り図（S=1:2,500程度 申請地を明示すること。）
- ⑦ 現況図（申請区域を朱書きすること。建築基準法の接続道路を明示すること。）
- ⑧ 土地利用計画図（申請区域を朱書きすること。建物の構造、規模を表記し、公共施設の位置・形状を記入すること。）
- ⑨ 給水・排水施設計画平面図（給水・排水施設及び管理者等を明示し雨水の流向を明示すること。）
- ⑩ 予定建築物の平面図、求積図（建ぺい率、容積率を記載すること。）
- ⑪ 現況写真（申請地を2方向以上で撮影し、申請区域を朱書きすること。）
- ⑫ 申請地の求積図（小数第3位を切り捨て小数第2位止とする。）
- ⑬ その他市長が必要と認めるもの

# 事前審査申請添付書類一覧表

## 付議基準第14号 幹線道路等の沿線における大規模な流通業務施設

- ① 理由書
- ② 法人登記事項証明書
- ③ 申請地の土地登記事項証明書（地目・所有者等を確認。）
- ④ 字図（申請区域を朱書きすること。）
- ⑤ 位置図（S=1:25,000程度 申請地を明示すること。）
- ⑥ 付近見取り図（S=1:2,500程度 申請地を明示すること。四車線以上の国道等がわかるように記入すること。）
- ⑦ 現況図（申請区域を朱書きすること。建築基準法の接続道路を明示すること。）
- ⑧ 土地利用計画図（申請区域を朱書きすること。建物の構造、規模を表記し、公共施設の位置・形状を記入すること。）
- ⑨ 給水・排水施設計画平面図（給水・排水施設及び管理者等を明示し雨水の流向を明示すること。）
- ⑩ 予定建築物の平面図、求積図（建ぺい率、容積率を記載すること。）
- ⑪ 現況写真（申請地を2方向以上で撮影し、申請区域を朱書きすること。）
- ⑫ 申請地の求積図（小数第3位を切り捨て小数第2位止とする。）
- ⑬ その他市長が必要と認めるもの

# 事前審査申請添付書類一覧表

## 付議基準第15号 有料老人ホーム

- ① 理由書（市街化調整区域に建築する理由）
- ② 施設証明書（老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム）
- ③ 協議経過報告書（関係課と事業内容及び施設証明が発行されるまでに協議した内容を表記）
- ④ 有料老人ホーム設置計画事前協議終了通知書
- ⑤ 市街化調整区域に立地する連携施設との協定書
- ⑥ 市街化調整区域に立地する連携施設の業務形態がわかるもの（パンフレット等）
- ⑦ 土地の売買契約書又は賃貸借契約書
- ⑧ 申請地の土地登記事項証明書（地目・所有者等を確認。）
- ⑨ 字図（申請区域を朱書きすること。）
- ⑩ 位置図（S=1:25,000程度 申請地を明示すること。連携する医療、介護施設を明示すること。）
- ⑪ 付近見取り図（S=1:2,500程度 申請地を明示すること。）
- ⑫ 現況図（申請区域を朱書きすること。建築基準法の接続道路を明示すること。）
- ⑬ 土地利用計画図（申請区域を朱書きすること。建物の構造、規模を表記し、公共施設の位置・形状を記入すること。）
- ⑭ 給水・排水施設計画平面図（給水・排水施設及び管理者等を明示し雨水の流向を明示すること。）
- ⑮ 予定建築物の平面図、求積図（建ぺい率、容積率を記載すること。）
- ⑯ 現況写真（申請地を2方向以上で撮影し、申請区域を朱書きすること。）
- ⑰ 申請地の求積図（小数第3位を切り捨て小数第2位止とする。）
- ⑱ その他市長が必要と認めるもの



# 事前審査申請添付書類一覧表

## 付議基準第16号 介護老人保健施設

- ① 理由書（市街化調整区域に建築する理由）
- ② 施設証明書（介護保険法第8条第25項に規定する介護老人保健施設）
- ③ 確認書（別記様式第1号）
- ④ 協議経過報告書（関係課と事業内容及び確認書が発行されるまでに協議した内容を表記）
- ⑤ 連携施設との協定書
- ⑥ 連携施設の業務形態がわかるもの（パンフレット等）
- ⑦ 申請地の土地登記事項証明書（地目・所有者等を確認。）
- ⑧ 字図（申請区域を朱書きすること。）
- ⑨ 位置図（S=1:25,000程度 申請地を明示すること。連携する医療、介護施設を明示すること。）
- ⑩ 付近見取り図（S=1:2,500程度 申請地を明示すること。）
- ⑪ 現況図（申請区域を朱書きすること。建築基準法の接続道路を明示すること。）
- ⑫ 土地利用計画図（申請区域を朱書きすること。建物の構造、規模を表記し、公共施設の位置・形状を記入すること。）
- ⑬ 給水・排水施設計画平面図（給水・排水施設及び管理者等を明示し雨水の流向を明示すること。）
- ⑭ 予定建築物の平面図、求積図（建ぺい率、容積率を記載すること。）
- ⑮ 現況写真（申請地を2方向以上で撮影し、申請区域を朱書きすること。）
- ⑯ 申請地の求積図（小数第3位を切り捨て小数第2位止とする。）
- ⑰ その他市長が必要と認めるもの

# 事前審査申請添付書類一覧表

## 付議基準第17号 既存の土地利用を適正に行うための 最低限必要な管理施設の設置

- ① 理由書
- ② 申請地の土地登記事項証明書（地目・所有者等を確認。）
- ③ 字図（申請区域を朱書きすること。）
- ④ 位置図（S=1:25,000程度 申請地を明示すること。）
- ⑤ 付近見取り図（S=1:2,500程度 申請地を明示すること。）
- ⑥ 現況図（申請区域を朱書きすること。建築基準法の接続道路を明示すること。）
- ⑦ 土地利用計画図（申請区域を朱書きすること。建物の構造、規模を表記し、公共施設の位置・形状を記入すること。）
- ⑧ 給水・排水施設計画平面図（給水・排水施設及び管理者等を明示し雨水の流向を明示すること。）
- ⑨ 予定建築物の平面図、求積図（建ぺい率、容積率を記載すること。床面積が敷地面積の10%以下、最高50㎡以下であること。）
- ⑩ 現況写真（申請地を2方向以上で撮影し、申請区域を朱書きすること。）
- ⑪ 申請地の求積図（小数第3位を切り捨て小数第2位止とする。）
- ⑫ その他市長が必要と認めるもの

# 事前審査申請添付書類一覧表

## 条例第4条第9号 相当期間適正に利用された建築物の用途変更 付議基準第18号

- ① 理由書（やむを得ない事情について）
- ② 申請地の土地登記事項証明書（地目・所有者等を確認。）
- ③ 字図（申請区域を朱書きすること。）
- ④ 位置図（S=1:25,000 申請地を明示すること。）
- ⑤ 付近見取り図（S=1:2,500 申請地を明示すること。）
- ⑥ 現況図（申請区域を朱書きすること。建築基準法の接続道路、既存建築物の配置、面積等を明示すること。）
- ⑦ 既存建築物の平面図、求積図
- ⑧ 土地利用計画図（申請区域を朱書きすること。建物の構造、規模を表記し、公共施設の位置・形状を記入すること。）
- ⑨ 給水・排水施設計画平面図（給水・排水施設及び管理者等を明示し雨水の流向を明示すること。）
- ⑩ 予定建築物の平面図、求積図（建ぺい率、容積率を記載すること。）
- ⑪ 現況写真（申請地を2方向以上で撮影し、申請区域を朱書きすること。）
- ⑫ 申請地の求積図（小数第3位を切り捨て小数第2位止とする。）
- ⑬ 申請者の無資産証明書
- ⑭ 相当の期間適正に使用されことを確認できる書類（例：戸籍の附表、建築計画概要書等）
- ⑮ 防災計画資料（災害イエローゾーン内での建築に限り、防災対策が講じられることがわかる資料。）
- ⑯ その他市長が必要と認めるもの

# 事前審査申請添付書類一覧表

## 付議基準第19号 産業廃棄物の中間施設、最終処分場に設けられる 管理施設

- ① 理由書
- ② 協議完了の証明となるもの（産業廃棄物処理施設等設置計画素案の審査結果について(通知の写し)及び許可対象外施設設置計画書または許可対象施設設置計画書(受付印付)の写し)
- ③ 協議経過報告書（関係課と事業内容及び審査結果通知が発行されるまでに協議した内容を表記）
- ④ 申請地の土地登記事項証明書（地目・所有者等を確認。）
- ⑤ 字図（申請区域を朱書きすること。）
- ⑥ 位置図（S=1:25,000程度 申請地を明示すること。）
- ⑦ 付近見取り図（S=1:2,500程度 申請地を明示すること。）
- ⑧ 現況図（申請区域を朱書きすること。建築基準法の接続道路を明示すること。）
- ⑨ 土地利用計画図（申請区域を朱書きすること。建物の構造、規模を表記し、公共施設の位置・形状を記入すること。）
- ⑩ 給水・排水施設計画平面図（給水・排水施設及び管理者等を明示し雨水の流向を明示すること。）
- ⑪ 予定建築物の平面図、求積図（建ぺい率、容積率を記載すること。）
- ⑫ 現況写真（申請地を2方向以上で撮影し、申請区域を朱書きすること。）
- ⑬ 申請地の求積図（小数第3位を切り捨て小数第2位止とする。）
- ⑭ その他市長が必要と認めるもの

# 事前審査申請添付書類一覧表

## 付議基準第20号 自動車リサイクル施設の建築

- ① 理由書
- ② 事業計画書
- ③ 自動車リサイクル法第60条または同法第67条の許可申請書(受付印付)の写し、または許可書の写し
- ④ 協議経過書等 (担当部局と事業計画及び自動車リサイクル法第60条に基づく解体業又は同法第67条に基づく破砕業の許可等に係る協議をした内容を表記)
- ⑤ 申請地の土地登記事項証明書 (地目・所有者等を確認。)
- ⑥ 字図 (申請区域を朱書きすること。)
- ⑦ 位置図 (S=1:25,000程度 申請地を明示すること。)
- ⑧ 付近見取り図 (S=1:2,500程度 申請地を明示すること。)
- ⑨ 現況図 (申請区域を朱書きすること。建築基準法の接続道路を明示すること。)
- ⑩ 土地利用計画図 (申請区域を朱書きすること。建物の構造、規模を表記し、公共施設の位置・形状を記入すること。)
- ⑪ 給水・排水施設計画平面図 (給水・排水施設及び管理者等を明示し雨水の流向を明示すること。)
- ⑫ 予定建築物の平面図、求積図 (建ぺい率、容積率を記載すること。)
- ⑬ 現況写真 (申請地を2方向以上で撮影し、申請区域を朱書きすること。)
- ⑭ 申請地の求積図 (小数第3位を切り捨て小数第2位止とする。)
- ⑮ その他市長が必要と認めるもの

# 事前審査申請添付書類一覧表

## 付議基準第21号 病院・診療所等の隣接又は近接地に設置する調剤薬局

- ① 理由書
- ② 申請地の土地登記事項証明書（地目・所有者等を確認。）
- ③ 字図（申請区域を朱書きすること。）
- ④ 位置図（S=1:25,000程度 申請地を明示すること。）
- ⑤ 付近見取り図（S=1:2,500程度 申請地、診療所、病院の位置を明示すること。）
- ⑥ 現況図（申請区域を朱書きすること。建築基準法の接続道路を明示すること。）
- ⑦ 土地利用計画図（申請区域を朱書きすること。建物の構造、規模を表記し、公共施設の位置・形状を記入すること。）
- ⑧ 給水・排水施設計画平面図（給水・排水施設及び管理者等を明示し雨水の流向を明示すること。）
- ⑨ 予定建築物の平面図、求積図（建ぺい率、容積率を記載すること。延べ床面積が120㎡以内であること。）
- ⑩ 現況写真（申請地を2方向以上で撮影し、申請区域を朱書きすること。）
- ⑪ 申請地の求積図（小数第3位を切り捨て小数第2位止とし、500㎡未満であること。）
- ⑫ その他市長が必要と認めるもの

# 事前審査申請添付書類一覧表

## 付議基準第22号 社会福祉施設

- ① 理由書（市街化調整区域に建築する理由）
- ② 施設証明書（社会福祉法第2条に規定する施設、更生保護事業法第2条第1項に規定する施設）
- ③ 協議経過報告書（関係課と事業内容及び施設証明が発行されるまでに協議した内容を表記）
- ④ 連携施設との協定書
- ⑤ 連携施設の業務形態がわかるもの（パンフレット等）
- ⑥ 申請地の土地登記事項証明書（地目・所有者等を確認。）
- ⑦ 字図（申請区域を朱書きすること。）
- ⑧ 位置図（S=1:25,000程度 申請地を明示すること。連携する医療、介護施設を明示すること。）
- ⑨ 付近見取り図（S=1:2,500程度 申請地を明示すること。）
- ⑩ 現況図（申請区域を朱書きすること。建築基準法の接続道路を明示すること。）
- ⑪ 土地利用計画図（申請区域を朱書きすること。建物の構造、規模を表記し、公共施設の位置・形状を記入すること。）
- ⑫ 給水・排水施設計画平面図（給水・排水施設及び管理者等を明示し雨水の流向を明示すること。）
- ⑬ 予定建築物の平面図、求積図（建ぺい率、容積率を記載すること。）
- ⑭ 現況写真（申請地を2方向以上で撮影し、申請区域を朱書きすること。）
- ⑮ 申請地の求積図（小数第3位を切り捨て小数第2位止とする。）
- ⑯ その他市長が必要と認めるもの

# 事前審査申請添付書類一覧表

## 付議基準第23号 医療施設関係

- ① 理由書（市街化調整区域に建築する理由）
- ② 施設証明書（医療法第1条の5第1項に規定する病院施設、同条第2項に規定する診療所施設、同法第2条第1項に規定する助産所施設）
- ③ 協議経過報告書（関係課と事業内容及び施設証明が発行されるまでに協議した内容を表記）
- ④ 申請地の土地登記事項証明書（地目・所有者等を確認。）
- ⑤ 字図（申請区域を朱書きすること。）
- ⑥ 位置図（S=1:25,000程度 申請地を明示すること。）
- ⑦ 付近見取り図（S=1:2,500程度 申請地を明示すること。）
- ⑧ 現況図（申請区域を朱書きすること。建築基準法の接続道路を明示すること。）
- ⑨ 土地利用計画図（申請区域を朱書きすること。建物の構造、規模を表記し、公共施設の位置・形状を記入すること。）
- ⑩ 給水・排水施設計画平面図（給水・排水施設及び管理者等を明示し雨水の流向を明示すること。）
- ⑪ 予定建築物の平面図、求積図（建ぺい率、容積率を記載すること。）
- ⑫ 現況写真（申請地を2方向以上で撮影し、申請区域を朱書きすること。）
- ⑬ 申請地の求積図（小数第3位を切り捨て小数第2位止とする。）
- ⑭ その他市長が必要と認めるもの



# 事前審査申請添付書類一覧表

## 付議基準第24号 学校関係

- ① 理由書（市街化調整区域に建築する理由）
- ② 施設証明書（学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高校、高等専門学校、大学、特別支援学校、幼稚園）
- ③ 協議経過報告書（関係課と事業内容及び施設証明が発行されるまでに協議した内容を表記）
- ④ 法人登記事項証明書（私立学校法第3条に規定する学校法人であるかを確認）
- ⑤ 申請地の土地登記事項証明書（地目・所有者等を確認。）
- ⑥ 字図（申請区域を朱書きすること。）
- ⑦ 位置図（S=1:25,000程度 申請地を明示すること。）
- ⑧ 付近見取り図（S=1:2,500程度 申請地を明示すること。）
- ⑨ 現況図（申請区域を朱書きすること。建築基準法の接続道路を明示すること。）
- ⑩ 土地利用計画図（申請区域を朱書きすること。建物の構造、規模を表記し、公共施設の位置・形状を記入すること。）
- ⑪ 給水・排水施設計画平面図（給水・排水施設及び管理者等を明示し雨水の流向を明示すること。）
- ⑫ 予定建築物の平面図、求積図（建ぺい率、容積率を記載すること。）
- ⑬ 写真（申請地を2方向以上で撮影し、申請区域を朱書きすること。）
- ⑭ 申請地の求積図（小数第3位を切り捨て小数第2位止とする。）
- ⑮ その他市長が必要と認めるもの

# 事前審査申請添付書類一覧表

## 条例第4条第10号 人口減少の著しい既存集落における人口定着と 付議基準第25号 活力回復を目的とした建築等

- ① 理由書
- ② 申請地の土地登記事項証明書
- ③ 字図（申請区域を朱書きすること。）
- ④ 建築物の連たん状況が把握できる図面（2戸以上の建築物が、100mの敷地間隔をもって連たんしていること。）
- ⑤ 位置図（S=1:25,000程度 申請地を明示すること。）
- ⑥ 付近見取り図（S=1:2,500程度 申請地を明示すること。）
- ⑦ 現況図（申請区域を朱書きすること。建築基準法の接続道路を明示すること。）
- ⑧ 土地利用計画図（申請区域を朱書きすること。建物の構造、規模を表記し、公共施設の位置・形状を記入すること。）
- ⑨ 給水・排水施設計画平面図（給水・排水施設及び管理者等を明示し雨水の流向を明示すること。）
- ⑩ 予定建築物の平面図、立面図、求積図（建ぺい率、容積率、建物高さを記載すること。）
- ⑪ 現況写真（申請地を2方向以上で撮影し、申請区域を朱書きすること。）
- ⑫ 申請地の求積図（小数第3位を切り捨て小数第2位止とする。敷地の最低限度は原則として200㎡とする。）
- ⑬ 防災計画資料（災害イエローゾーン内での建築に限り、防災対策が講じられることがわかる資料。）
- ⑭ その他市長が必要と認めるもの

---

## 事前審査申請添付書類一覧表

付議基準第26号 その他

# 事前審査申請添付書類一覧表

## 第26号 指定既存集落内の自己用住宅の建築

- ① 理由書
- ② 名寄帳等市長の証明書（申請者及び申請者家族が市街化区域に土地及び家屋を所有していないことを示す証明書。）
- ③ 申請者家族全員の住民票（予定建築物に入居する者を示すもの。）
- ④ 借家等の証明書（申請者が借家住まい等の場合）
- ⑤ 申請地の土地登記事項証明書
- ⑥ 字図（申請区域を朱書きすること。）
- ⑦ 位置図（S=1:25,000程度 申請地を明示すること。）
- ⑧ 付近見取り図（S=1:2,500程度 申請地を明示すること。）
- ⑨ 現況図（申請区域を朱書きすること。建築基準法の接続道路を明示すること。）
- ⑩ 土地利用計画図（申請区域を朱書きすること。建物の構造、規模を表記し、公共施設の位置・形状を記入すること。）
- ⑪ 給水・排水施設計画平面図（給水・排水施設及び管理者等を明示し雨水の流向を明示すること。）
- ⑫ 予定建築物の平面図、立面図、求積図（建ぺい率、容積率、建物高さを記載すること。）
- ⑬ 現況写真（申請地を2方向以上で撮影し、申請区域を朱書きすること。）
- ⑭ 申請地の求積図（小数第3位を切り捨て小数第2位止とする。敷地面積は165㎡以上400㎡以下とすること。道路後退部を含む。）
- ⑮ その他市長が必要と認めるもの